

## 13. 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する規程

### 北里大学理学部における試験及び成績評価に関する規程

(総則)

第1条 学則に基づき、理学部における試験及び成績評価（以下「評価」という。）に関し、この規程を定める。

(単位認定)

第2条 理学部が開講する授業科目の単位は、単位認定者が試験及びその他の適切な方法により学修の成果を総合的に評価して認定する。

(試験の種類及び方法)

第3条 単位を認定するための試験の種類は、定期試験（以下「本試験」という。）、追試験及び再試験であることを原則とする。

2 試験方法は、筆記、レポート及びその他の方法により実施する。

(成績評価)

第4条 評価は、優、良、可及び不可の4種もって表し、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

なお、点数に基づく評価の適用は、100点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可及び59点以下を不可として表示する。

2 前条第1項に定める各試験に基づく評価は、次のとおりとする。

(1) 本試験及び追試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を100点と定める。

(2) 再試験に基づく評価は、別に定める各科目の評価基準に従うものとし、最高点を70点と定める。

(本試験)

第5条 本試験は、通年科目にあっては後期末、半期科目にあっては開講期に応じ前期末及び後期末の授業内で実施、又は試験期間を設けて実施することを原則とする。

ただし、通年科目のうち一部の科目については、前期及び後期の2回試験を実施することがある。その場合、前期及び後期の試験に基づく評価をもって総合的に評価をする。

2 本試験に係る受験資格、受験者の遵守事項及びその他の実施事項は別に定める。

(追試験及び再試験)

第6条 追試験及び再試験は、原則として追試験及び再試験期間を設けて実施する。

2 追試験は、本試験を正当と認められる事由により受験できなかった者に対し実施する。

3 再試験は、本試験の不合格者及び本試験欠席者のうち、追試験受験資格の無い者に対し実施する。

ただし、一部の科目については再試験を実施しない場合がある。

なお、追試験に基づく評価が不可の者についての再試験は実施しない。

4 追試験及び再試験に係る受験資格及びその他の実施事項は別に定める。

(合格科目の再試験)

第7条 合格と判定された授業科目についての再試験は実施しない。

(追試験及び再試験未受験の取扱い)

第8条 追試験及び再試験を正当と認められる事由により、受験できなかった者に改めて当該試験を実施（以下「再受験」という。）することがある。

2 再受験の実施に係る事項については、別に定める。

(単位認定に基づく卒業及び落判定)

第9条 理学部進級基準第2条により、各授業科目の可否の結果に基づき、理学部教授会において卒業及び及落の判定を行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、その他の必要な事項については、別に定める細則による。

2 一般教育部が開講する1群科目については、原則として一般教育部試験細則を適用する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理学部教授会の議を経て行う。